

大館市スポーツ賞表彰規程

第1条 この規程は、一般財団法人大館市スポーツ協会が、大館市の体育・スポーツの振興に寄与し、その功績が顕著なものに対し、その栄誉を顕彰するために必要な事項を定める。

第2条 大館市スポーツ賞(以下「本賞」という。)は、功労賞、優秀指導者賞、国際栄光賞、栄光賞、優秀賞、奨励賞とし、大館市スポーツ協会加盟団体競技種目及び国民スポーツ大会競技種目であって、本規程により授与する。

第3条 功労賞、優秀指導者賞は、毎年度以下の各号に該当するものの中から選考する。

【功労賞】

- (1) スポーツに深い理解と熱意を持ち、人格高邁で他の模範となるもの。
- (2) 本市ならびに地域スポーツの普及振興に著しく功績のあったもの。
- (3) 選手育成と競技力向上に著しく貢献したもの。
- (4) 年齢は55歳以上とし、各単位協会1名を対象とする。

【優秀指導者賞】

- (1) スポーツに深い理解と熱意を持ち、人格高邁で他の模範となるもの。
- (2) 優秀選手育成のため継続した指導を実践し、競技力の向上に貢献したもの。
- (3) 国際栄光賞及び栄光賞受賞者の育成に直接携わった、指導者1名を対象とする。

第4条 【国際栄光賞】

【個人賞】(1) スポーツ熱心でその行動に品性を持ち他の模範となるもの。

(2) 競技力優秀で本年度国際的に活躍したもの。

【団体賞】(1) チーム競技におけるチームを対象とする。

(2) チームが一致協力して全機能を発揮し、その行動が他の模範となるもの。

(3) 競技力優秀で本年度国際的に活躍したもの。

第5条 【栄光賞、優秀賞、奨励賞】

【個人賞】(1) スポーツ熱心でその行動に品性を持ち他の模範となるもの。

(2) 競技力優秀で本年度全国的に活躍したもの。

(3) 県・東北大会において本年度顕著な活躍したもの。

【団体賞】(1) チーム競技におけるチームを対象とする。

(2) チームが一致協力して全機能を発揮し、その行動が他の模範となるもの。

(3) 競技力優秀で本年度全国的に活躍したもの。

(4) 県・東北大会において本年度優秀な成績をおさめたもの。

第6条 本賞受賞候補の推薦は、次の手続きによる。

(1) 各所属長は、期日までに一般財団法人大館市スポーツ協会会長あてに資料を添付して推薦する。

学生、生徒、児童の推薦は、各所属団体を経由して推薦する。所属団体が無い場合は、所属長又は監督による推薦書を、スポーツ協会会長あてに送付するものとする。

(2) スポーツ協会会長は、選考委員会で直接推薦書を提示することができる。

(3) 大館市民であること。但し、勤務先が大館市であればその限りではない。

(4) 国際栄光賞については、大館市出身者であり第三位以上の入賞者も対象とする。

(5) 年齢は、毎年11月1日をもって数える。

第7条 本賞の選考には選考委員会があたり、これに関する事項は別紙授与基準に定める。

第8条 第2条に掲げる賞のほか、本市スポーツに貢献したものの中から、本賞に準じて特別の賞を授与することができる。

第9条 受賞者としてふさわしくない行為のあった場合は、受賞者名簿から除籍する。

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、内規として別に定める。

第11条 この規程は、スポーツ協会理事会の承認を経て変更することができる。

附 則 この規程は、平成27年5月28日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年8月24日から施行する。